

14

**令和6年第4回
多治見市議会定例会
追加議案説明資料**

令和6年8月30日

目 次

議第97号	多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて	--- 1
-------	--------------------------------	-------

議第97号 多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）の公布に伴い、所要の改正を行う（第3条関係）。

（1） 児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める。

（2） 用語の修正を行う。

ア 「扶養義務者に限る」を「者に限る」に改める（第2項第4号）。

イ 「父の扶養義務者」を「父の配偶者若しくは扶養義務者」に改める（第2項第5号）。

ウ 「父の生計」を「父と生計」に改める（第2項第5号）。

2 施行日 令和6年11月1日 ※用語の修正の部分については、公布の日。

※令和6年11月以後の月分の医療費の支給に係る受給資格者の認定について適用